

東京都立新宿高等学校PTA会則

実施	1948. 11. 21	改正	1965. 1. 30	1966. 5. 14	1971. 5. 22
			1980. 5. 17	1982. 5. 15	1993. 5. 15
			1996. 6. 1	2003. 6. 2	2006. 5. 27
			2008. 1. 12	2008. 5. 10	2009. 5. 23
			2013. 5. 11	2019. 4. 27	2020. 4. 25
					2023. 4. 22

第1章 総 則

第1条(名称・事務局)

本会は、東京都立新宿高等学校PTA(保護者と教師の会)と称し、事務局を東京都新宿高等学校(住所:東京都新宿区内藤町11番4 以下「本校」という)内におく。

第2条(目的)

本会は、本校の教育目標の達成に協力する民主的団体として、保護者と教師との連携を緊密にし、情報交換、研究活動等をととして、会員相互の親睦をはかるとともに、本校の教育活動を援助することを目的とする。

第3条(事業)

本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 会員の親睦と、教養の向上に関すること。
2. 情報交換・研究活動に関すること。
3. 教育環境の整備・充実に関すること。
4. 教育活動の援助に関すること。
5. その他目的達成に必要な事業。

第4条(会員)

本会の会員は、本校在校生の保護者またはこれに代わる者、および、本校の教職員(以下「職員」という)とする。ただし、本会の元会員で、本会の趣旨に賛同し、本会への加入を希望する者を、賛助会員とすることができる。

第5条(部)

本会の事業を推進するために、本会に次の各部をおく。

1. 事業部
 - (1) 広報部(会報発行等)
 - (2) 文化部(講演会・座談会・読書会ほか文化行事開催等)
 - (3) 厚生部(見学会・講習会ほか親睦行事開催等)
2. 学年部
 - (1) 第1学年部(学級活動の援助、学年会ほか学年行事開催等)
 - (2) 第2学年部(第1学年部に同じ)
 - (3) 第3学年部(第1学年部に同じ)

特別事業を行うときは、必要があれば別に部を設けることができる。

第2章 役員・委員

第6条(役員・委員)

本会に、次の役員、および、委員をおく。この役員および委員となる保護者は、本校在校生の保護者またはこれに代わるものとする。

1. 役員

- (1) 名誉会長 1名 (校長)
- (2) 会長 1名 (保護者)
- (3) 副会長 若干名 (保護者・副校長1)
- (4) 書記 若干名 (保護者)
- (5) 会計 若干名 (保護者)
- (6) 監事 若干名 (うち経営企画室長1)

2. 委員

- (1) 事業部委員 若干名 (保護者)
- (2) 学級委員 若干名 (保護者)

第7条(任務)

役員・委員の任務は、次のとおりとする。

- 1. 会長は、会務を総理し、本会を代表する。
- 2. 副会長は、会長を補佐し、会長に支障があるときはこれを代行する。
- 3. 書記は、会議の記録と、会議の招集に関する業務を執行する。
- 4. 会計は、会計業務を執行する。
- 5. 監事は、会計を監査する。また、行事などにおいてその準備、進行を遂行する。
- 6. 事業部委員は、それぞれの部の業務を行う。
- 7. 学級委員は、それぞれの学級の業務を行う。

第8条(選出)

役員・委員の選出方法は、次のとおりとする。

- 1. 役員は、総会において、会員の中から選出する。ただし、職員の担当する役員は、東京都新宿高等学校校長(以下「校長」という)が委嘱する。
- 2. 委員は、学級ごとに、学級委員(保護者)を互選し、当該学級委員の互選によって事業部委員各部、および、学級委員長の分担を決める。
- 3. 事業部は各部ごとに、当該事業部委員の互選により、部委員長1名(保護者)を選出する。
- 4. 学級委員には、各学級から選出された保護者の委員のほか、職員の学級担任を当てる。各学級副委員長は、各学級担任とする。
- 5. 学年部は、学年部ごとに、当該学級委員長の互選により、各学年部委員長1名(保護者)を選出する。各学年部副委員長は、各学年担任とする。

第9条(任期)

役員・委員の任期は、1年とする。ただし、再任はさまたげない。補欠による役員・委員の任期は、前任者の残りの期間とする。役員・委員は、次期の役員・委員が決定するまで、その任務に当たる。

第10条(顧問)

本会に、顧問をおくことができる。顧問は、運営委員会の議決により、会長が委嘱する。任期は原則1年までとし、再任する場合は3年を超えてはならない。

第3章 会 議

第11条(総会)

総会は、本会の最高議決機関とし、事業、予算、決算、役員選任、および、会則改正、その他の重要事項を議決する。定期総会は年1回開催し、必要に応じて臨時総会を開くことができる。総会は、会長が招集する。

第12条(運営委員会)

運営委員会は、役員、事業部の各部正副委員長、各学年部副委員長をもって構成し、本会の運営および事業に関する事項の協議を行うとともに、総会の議決事項以外の事項について審議・決定する。運営委員会は、会長が招集する。

第13条(理事会)

理事会は、役員をもって構成し、本会の運営に関する事項の立案と審議、および、運営委員会の議案審議を行うとともに、会務執行の任に当たる。理事会は、会長が招集する。

第14条(事業部委員会)

事業部委員会は、事業部の部ごとに編成する。

各部委員会は、当該事業部委員をもって構成し、各部の担当業務について、企画の立案と協議を行い、運営委員会において決定された事項の業務を行う。

事業部委員会は、各部委員長が招集する。

第15条(学年部委員会)

学年部委員会は、学年部ごとに編成する。

各学年部委員会は、当該学年の各学級委員長と、各学級副委員長をもって構成し、各学年部の担当業務について企画の立案と協議を行い、運営委員会の承認によって委任された事項の業務を行う。学年部委員会は、各学年部委員長が招集する。

なお、任務遂行のために、各学年部委員会にはその補助機関として、学級委員会をおく。

第16条(学級委員会)

学級委員会は、各学年部委員会の補助機関として、当該学年の各学級委員によって構成し、各学年部委員会の任務を補助する。学級委員会は、それぞれ各学年部委員長が招集する。

第17条(学年会)

学年会は、学年ごとに当該会員で構成し、会員相互の親睦をはかるとともに、教育上有為な事項についての研究・協議等を行う。学年会は、各学年部委員長が招集する。

第18条(学級会)

学級会は、学級ごとに当該会員で構成し、その趣旨は、学年会に準ずる。学級会は、各学級委員長が招集する。

第19条(定足数・議決)

総会の成立に必要な定足数は、会員の五分之一の出席とする。ただし、委任状を提出した会員は、出席したものとみなす。総会以外の会議の成立に必要な定足数は、構成員の三分之一の出席とする。

いずれの会議も、議決は出席者の多数による。

第4章 会 計

第20条(経費)

本会の経費は、会費、および、その他の収入をもって当てる。

第21条(会費)

本会の会費は、次のとおりとする。

1. 会費 生徒1名 年額は細則に定めるところによる
職 員 年額 1,000円
2. 賛助会費 1口 年額 1,000円
3. 転校又は休学等の扱いについては細則に定めるところによる。

第22条(会計年度)

本年の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第23条(会費の徴収)

本会会費の徴収は、東京都立新宿高校学校長に委任する。

付 則

第1条(細則)

本会は、運営委員会の議決により、本会の運営に関する細則を定めることができる。

第2条(施行)

本会則は、2023年4月22日より施行する。